

平成26年度・27年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されます。東京都の平成26年度・27年度の保険料は、均等割額が42,200円、所得割率が8.98%です。均等割額と所得割額の合計額が年間保険料額となります。また、7月中旬に保険料額決定通知書をお送りします。

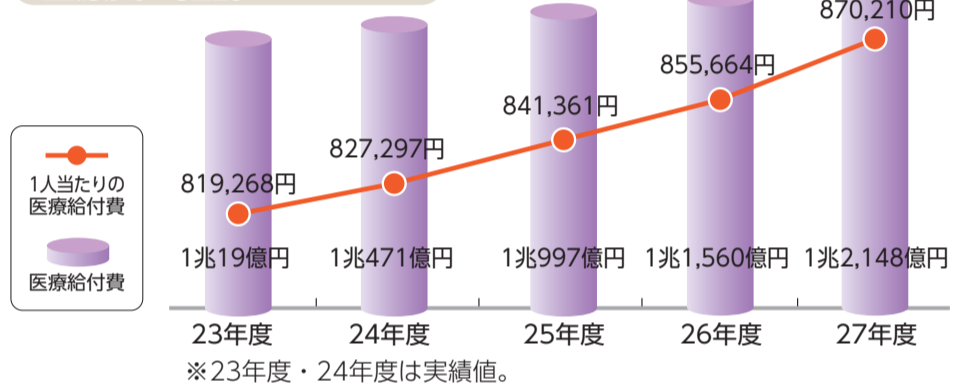


※「賦課の基となる所得金額」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計額から基礎控除額33万円を引いた金額です（雑損失の繰越控除額は控除されません）。

保険料率上昇の主な要因

保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費（医療費から窓口負担分を除いた額）などに応じて定めています。右グラフのとおり1人当たりの医療給付費が今後も増加することが見込まれるため、料率を改定せざるを得なくなりました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

医療費の推計(東京都全体)



保険料の軽減

所得の低い方には、均等割額（軽減割合が、2割・5割・8.5割・9割）と所得割額（軽減割合が、50%・75%・100%）を軽減しています

保険料の軽減には、確定申告、市都民税申告などの所得の申告が必要です。

軽減対象となる方でも、所得の申告がない場合は軽減が受けられません。所得の申告を行っていない方は、後期高齢者医療簡易申告が必要です（所得がない方を含みます）。該当する方には、6月上旬に簡易申告書を送付しました。

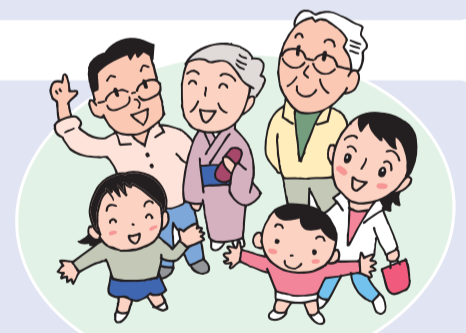


保険料の納付方法

保険料は、納付期限内に納付してください。納付相談も行っています。早めにご相談ください

保険料は、原則、介護保険料と同様に年金から天引きされます（特別徴収）。

ただし、年金受給額が年間18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書で納めます（普通徴収）。



特別徴収	仮徴収（平成24年中の所得で計算）			本徴収（平成25年中の所得で計算）		
	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	翌2月(6期)
	前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料額を納めます。			所得確定後は、年間額から仮徴収分を差し引いた保険料を納めます。		

普通徴収
7月から翌年2月まで、8期で納めます。指定金融機関または市役所、東部・西部出張所、動く市役所で納めてください。

口座振替をご利用ください

年金天引きや納付書のほか、口座振替による納付も可能です。希望する方は、ご相談ください。

※75歳の誕生日を迎えた方など、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合は、当分の間、普通徴収となります。

※今まで国民健康保険に加入されていた場合、国民健康保険税の口座は引き継がれませんので、改めて口座振替の申込み手続きが必要となります。

問合せ

健康福祉部保険年金課後期高齢者医療担当
☎042 (346) 9538

制度・運営に関すること

広域連合お問合せセンター

☎0570 (086) 519

東京都後期高齢者医療広域連合(広域連合)

☎03 (3222) 4499